

越境データ移転に関するシンポジウム EUからのデータ移転と日本がとりうる選択肢を考える

開催結果報告

日時 2016年12月21日(水) 14:00～17:00
場所 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井カンファレンス メインルーム
来場者数 143名

1. 講演の部

「個人情報保護法の改正と政令等の整備及び国際的な取組」

其田真理 個人情報保護委員会事務局長

要旨：EUの制度と改正個人情報保護法は、ほぼ同じフレームワークを持っている。イコールな関係として、EUとスムーズなデータ流通が行われることになるよう委員会として取り組んで行く。



「国際通商交渉・紛争の観点からみた越境データ移転問題」

藤井康次郎 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

要旨：国際交渉の方法論として、ハーモナイゼーションと相互承認がある。EUとの十分性認定問題は相互承認（ルール内容は同一ではなくとも同等程度の保証があれば相互に尊重するものという考え方）として位置づけることが妥当ではないか。



「新しい個人データ保護への対応について～何故 BCR を申請しようと思ったか～」

三膳孝通 株式会社インターネットイニシアティブ 技術主幹

要旨：BCR を申請したのは、グローバル展開している自社サービス上、対応せざるを得なかったため。また、自社サービスを利用するクライアントへの安心を提供できると考えたため。個人データのマネジメントプロセスの確立が重要。



「産業界の視点で考える EU からのデータ移転」

別所直哉 一般社団法人日本 IT 団体連盟 専務理事

要旨：EU からのデータ移転のためには、個社でとりうる複数の手段の検討に加え、国家間での取組においても、充分性認定という形で EU の土俵に乗るのではなく、the Battle of Rules の観点での交渉戦略が必要。



2. パネルディスカッションの部

テーマ	「EUからのデータ移転と日本がとりうる選択肢を考える」		
モデレータ	藤井康次郎	西村あさひ法律事務所	パートナー弁護士
パネリスト	青野慶久	サイボウズ株式会社	代表取締役社長
	石井夏生利	筑波大学図書館情報メディア系	准教授
	中島 洋	全国ソフトウェア協同組合連合会	会長
	中村美華	セブン&アイ・ホールディングス	法務シニアオフィサー
	別所直哉	日本 IT 団体連盟	専務理事

パネルディスカッションでは、EUからのデータ移転をどのような手法で実現すべきか議論を行いました。議論の結果、確認された要旨は以下のとおりとなりました。

EUからのデータ移転実現には、各企業が個別に対応するのは限界があり、国としての対応も必要

十分性認定を目指し、EUの厳しいルールが国内法に影響を与えることになると、EUからのデータ移転と無関係の企業も少なくないところ、そのような企業も含めて国内企業の負担は過大になり本末転倒

平成27年改正個人情報保護法を根拠にEUとの間で相互移転を認め合うスキーム構築を目指すべき

十分性認定の申請という後戻りのきかない選択をして、EUの設定したフレームワークで交渉することは、外交交渉の手法としては望ましくない



以上